

コーポレートガバナンスの基本的な考え方

ニチレイグループは、持株会社体制のもと、事業会社が加工食品、水産・畜産、低温物流およびバイオサイエンス等の多岐にわたる事業を展開している。当社の取締役会が当社グループの戦略を立案し、事業会社の業務執行を監督するという構造を採り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

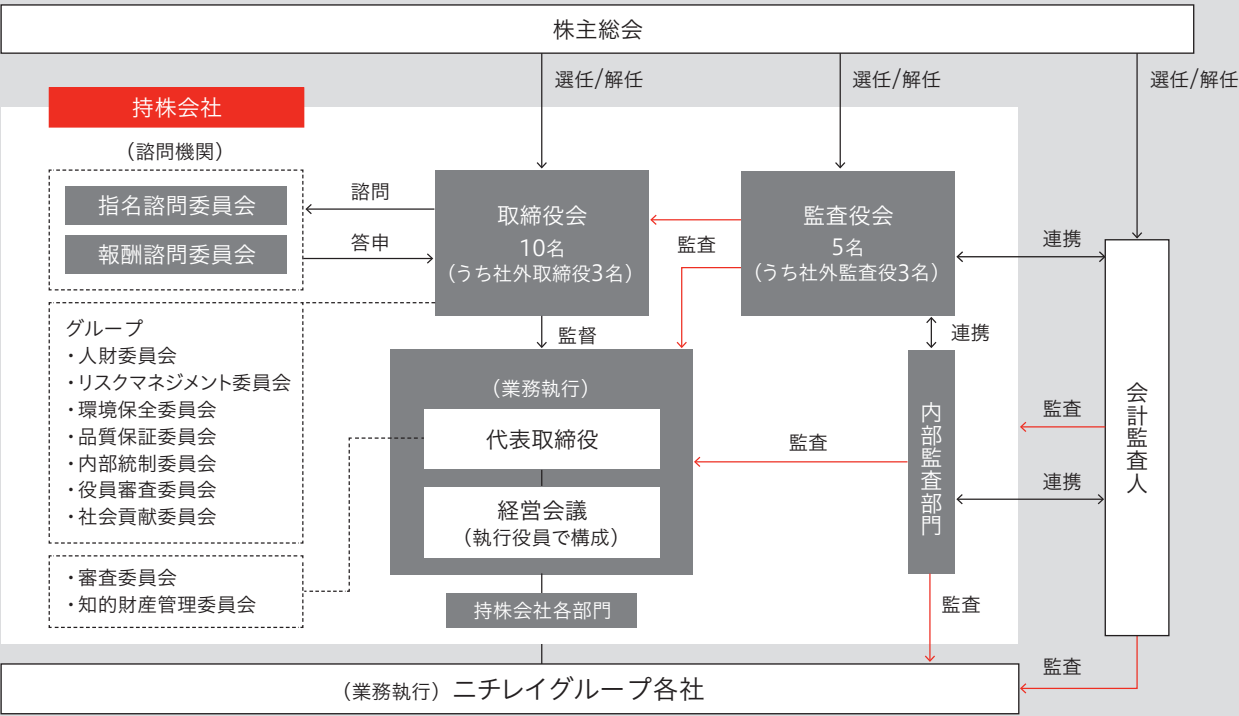
持株会社は、公正かつ透明性の高い経営の実現を重要な経営課題と認識し、取締役会の監督のもと、適切な資源配分、意思決定の迅速化、コンプライアンスの徹底を推進するなど、コーポレートガバナンスの充実に努めています。

また、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を採用しています。

コーポレート・ガバナンス
https://www.nichirei.co.jp/corpo/management/governance.html



コーポレートガバナンス体制図（2019年6月25日現在）



任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員	社内取締役	社外取締役	監査役	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	9名	2名	3名	4名	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5名	1名	3名	1名	社外取締役

取締役会、各委員会等の委嘱状況

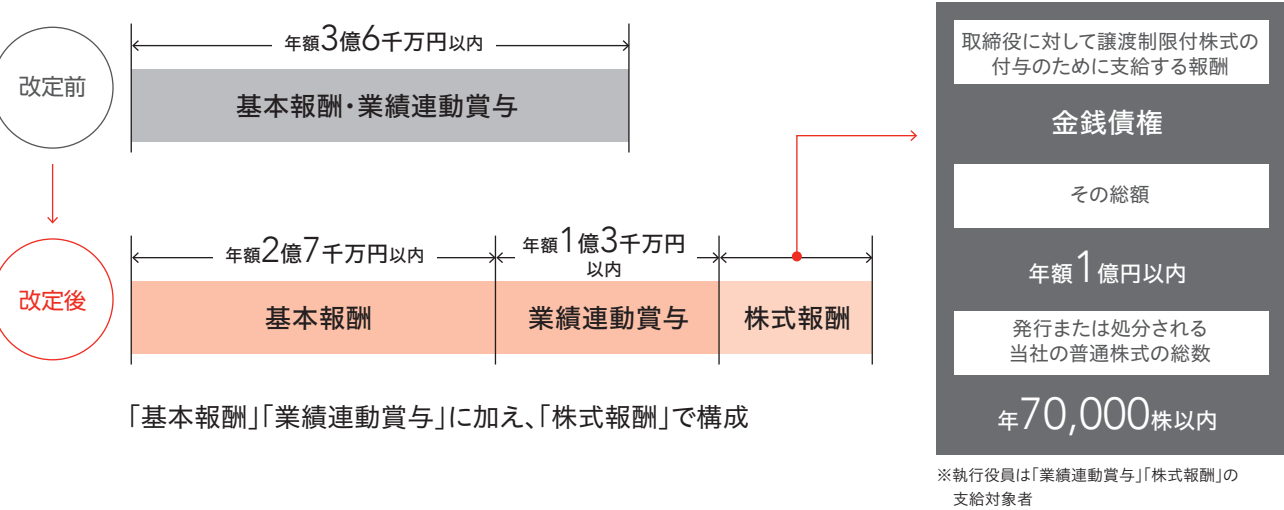
	取締役会、各委員会等の委嘱状況	
代表取締役会長	取締役会 グループリスクマネジメント委員会 グループ内部統制委員会 グループ役員審査委員会	グループ人財委員会
代表取締役社長		グループ環境保全委員会
社内取締役		グループ品質保証委員会
常勤監査役		グループ社会貢献委員会
社外取締役		経営会議
社外監査役		

ニチレイグループのコーポレートガバナンス体制強化の動き

2001年	・執行役員制度の導入	取締役会の意思決定機能と監督機能の強化
2003年	・社外取締役制度の導入	経営の透明化と取締役会の監督機能の強化
2005年	・持株会社体制へ移行	ニチレイグループの全体戦略を担う持株会社と業務執行を担う各事業会社のそれぞれが責任と機動性を発揮できる経営体制を実現するため
	・独立社外取締役3名体制へ 女性社外取締役（1名）が初めて就任	
2006年	・役員退職慰労金制度の廃止	経営革新の一環として役員報酬制度の見直しを行い、業績と成果に連動した報酬体系とするため
	・取締役の任期を1年に短縮	経営環境の変化に対する機動性を高めるため
2012年	・監査役5名（うち独立社外監査役3名）体制へ	
2015年	・コーポレートガバナンス基本方針の制定	取締役会の諮問機関として、指名および報酬の各諮問委員会の設置など
2016年	・取締役会の実効性評価を実施	結果の概要を開示
	・当社株券等の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）の非更新	当社を買収しようとする事案（大規模買付行為）が発生した際には、当社の株主の皆様が当該大規模買付行為につき適切か否かを判断するため、情報提供が十分になされかつ時間が確保される必要があるところ、金融商品取引法改正により、当社の株主の皆様への適切な対応ができるよう環境が一定程度整備され、買収防衛策を継続する必要性が低下してきたと判断したため
	・女性社外取締役を2名に	
2018年	・ニチレイグループディスクロージャーポリシーの策定	
2019年	・役員報酬制度の改定	

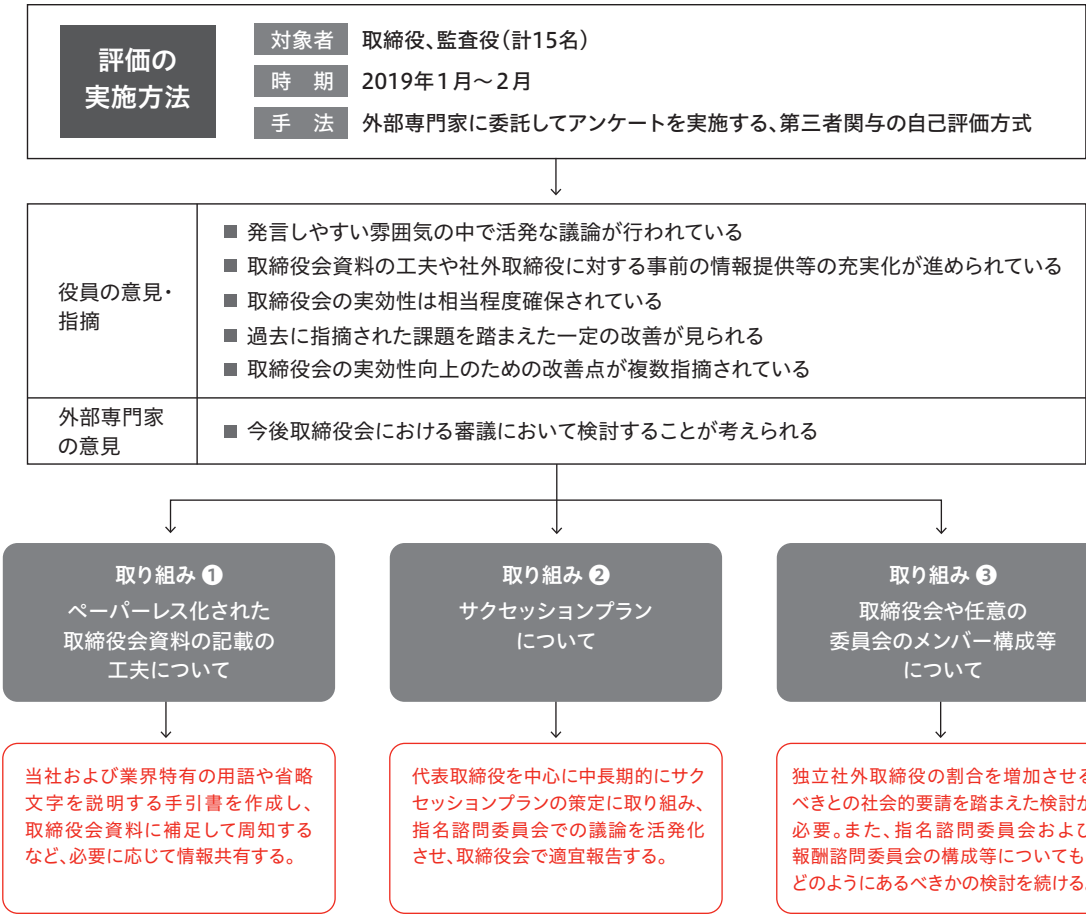
役員報酬

中期経営計画「WeWill 2021」の実現に向け、取締役に対するインセンティブ機能を強化するとともに、当社取締役と株主の皆様との価値共有を一層促進することを目的として、取締役（社外取締役を除く）、執行役員の報酬制度を改定しました。



取締役会評価の状況

当社の取締役会は、その実効性を担保するために、必要に応じて外部専門家の支援を受けながら、取締役会の運営状況等に関する分析・評価を行い、その結果の概要を開示することとしています。

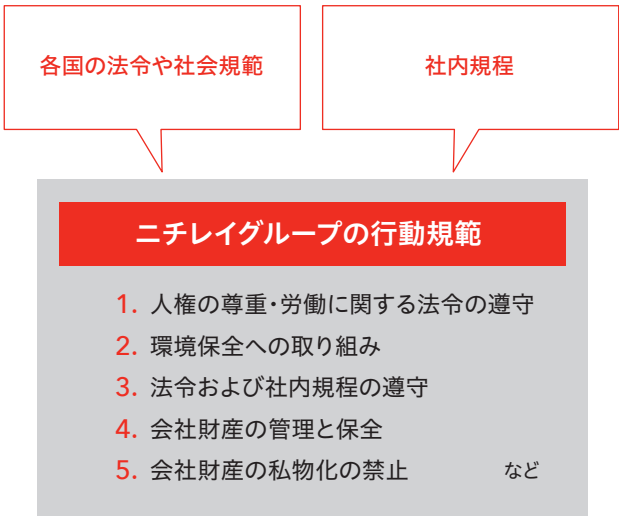


コンプライアンス

コンプライアンスについての考え方

ニチレイグループは、事業を展開する各国の法令や社会規範を遵守し倫理性を高めるために、さまざまな取り組みを行っています。従業員が法令や定款を守り、企業倫理に即して行動するための指針や具体的な事例を明示した「行動規範」および「行動規範事例集」を作成し、配布しています。グループ倫理規程については、英、仏、中、タイ語など、9ヶ国語に翻訳され、各国の従業員に共有されています。コンプライアンス経営の理念および体制がより浸透するように、従業員を対象としたコンプライアンス研修を実施しています。

<https://www.nichirei.co.jp/corpo/compliance.html>



リスクマネジメント

リスクマネジメントについての考え方

当社グループは、事業活動を行う上でのさまざまなリスクを、全体的視点から合理的かつ最適な方法で管理し、当社グループの企業価値を最大化するため、代表取締役社長を委員長とするグループリスクマネジメント委員会を設置しています。委員会がグループ全体のリスクの識別・評価を行い、構築したリスクマネジメントサイクルに基づき、当社および各事業会社は自主的に対応するとともに、重要な事項については当社の取締役会等への報告のうえ対応を協議します。

また、「内部統制システムの基本方針」を策定した上で、「業務の有効性と効率性の向上」「財務報告の信頼性の確保」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」の観点から内部統制システムを整備・運用しています。

